

(様式3)

措置報告書

文書番号（教委第13-40号）
令和7年 5月 7日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

事業担当課長等 特別支援教育課長

令和6年5月20日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	盲学校および聾学校整備事業
通知事項	措置内容
(地球温暖化対策について) <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化防止に関して、「三重県地球温暖化対策総合計画（令和3年3月策定、令和5年3月改定）」では、・新規の建築物については原則ZEB oriented※相当以上とする。・太陽光発電の最大限の導入を図る。 <p>としていることから、本事業においてもこの点を考慮して事業を進めてください。</p> <p>※30~40%以上の省エネ等を図った建築物</p>	(地球温暖化対策について) <ul style="list-style-type: none">・建設コストの著しい上昇等により、ZEB適合には至りませんでしたが、高効率な空調機器や人感センサー付き照明の導入などにより28%の省エネを図った建築物としました。今後、設備更新等の機会を捉えて、更に高効率な機器の採用など、できる限りの省エネに取り組んでいきます。・クリーンエネルギーの利用促進を担う地域の指標および学習教材での利用を主たる目的とし、太陽光発電設備を設置します。建築物への構造的な負荷等をふまえ、設備容量は10kwとします。非常電源用として、蓄電池システムを併設し、有事の際には事務室・校長室の一部の照明およびパソコンに24時間程度の電源供給が可能なものとします。
(野生生物について) <ul style="list-style-type: none">・野生生物の生息・生育環境の確保のため、敷地内の緑化に努めるとともに、植栽にあたっては、郷土種等の在来植物の使用を検討してください。	(野生生物について) <ul style="list-style-type: none">・野生生物の生息・生育環境の確保のため、敷地内において、可能な限り在来植物を使用するなど、周辺の植生と調和した緑化に努める計画です。
(埋蔵文化財について) <ul style="list-style-type: none">・周知の埋蔵文化財包蔵地「高茶屋大垣内遺跡」が対象地にありますので、津市の文化財担当部局に最新の状況を確認してください。・令和4年度及び5年度に調査した部分以外の掘削を実施する場合は、文化財保護法94条通知提出前に社会教育・文化財保護課と埋蔵文化財センターと協議を行ってください。	(埋蔵文化財について) <ul style="list-style-type: none">・「高茶屋大垣内遺跡」については、社会教育・文化財保護課および埋蔵文化財センターと最新の状況を確認しつつ、協議を行いながら調査を実施しました。
(生活環境の保全について) <ul style="list-style-type: none">・工事により3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前に土地の利用状況について調査を行い、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となりますので、留意してください。・水質汚濁防止法の特定施設を設置する場合は、事前に水質汚濁防止法の設置届出が必要となりますので、留意してください。・揚水設備を設置する場合は、事前に三重県生活環境の保全に関する条例による揚水設備設置の手続きを行ってください。	(生活環境の保全について) <ul style="list-style-type: none">・届出書の提出を行いました。・水質汚濁防止法の特定施設は設置しません。・揚水設備は設置しません。

事務担当 特別支援教育課